

阿蘇火山広域避難 行動計画

令和元年 1 2 月

熊本県火山防災協議会

| | |
|---------------------------|----|
| 第1編 総論 | 1 |
| 第1章 本計画の位置付け | |
| 第2章 本計画における用語の定義等 | 1 |
| 第2編 広域避難の実施 | 1 |
| 第1章 広域避難の実施体制 | 1 |
| 1 県の体制 | 1 |
| 2 火口周辺市町村の体制 | 1 |
| 3 受入市町村の体制及び関係機関 | 1 |
| 第2章 広域避難の実施手順 | 1 |
| 1 広域避難の実施の要否の判断 | 1 |
| 2 避難実施手順 | 2 |
| 第3章 避難情報の段階的発令 | 3 |
| 1 避難準備・高齢者等避難開始の発令対象範囲 | 3 |
| 2 避難勧告等の発令対象範囲（噴火前又は噴火直後） | 4 |
| 3 避難勧告等の発令対象範囲（噴火後） | 4 |
| 第4章 避難対象者数の推計 | 7 |
| 1 基本的な考え方 | 7 |
| 2 観光客等一時滞在者の避難 | 7 |
| 第5章 受入先の検討 | 7 |
| 1 自市町村内避難 | 7 |
| 2 火口周辺市町村内避難 | 7 |
| 3 外輪山周辺市町村避難 | 7 |
| 第3編 広域避難対策 | 8 |
| 第1章 一時集結地について | 8 |
| 1 一時集結地の定義 | 8 |
| 2 一時集結地の候補地 | 8 |
| 2 一時集結地の開設 | 9 |
| 第2章 広域避難路の指定及び確保 | 9 |
| 1 広域避難路の指定 | 9 |
| 2 広域避難路の確保 | 10 |
| 第3章 広域避難路の堆積物等の除去 | 11 |
| 1 火山灰等の降下状況の把握 | 11 |
| 2 人員及び資器材の配備と準備 | 11 |
| 3 除去作業 | 11 |
| 第4章 避難者の輸送 | 11 |

| | | |
|-----|------------------------|----|
| 1 | 避難実施市町村の対応 | 11 |
| 2 | 県の対応 | 12 |
| | | |
| 第5章 | 避難行動要支援者等への避難支援 | 12 |
| 1 | 避難行動要支援者への避難支援 | 12 |
| 2 | 社会福祉施設等の入所者・入院患者への避難支援 | 13 |
| | | |
| 第4編 | 避難所の開設及び運営 | |
| 第1章 | 避難所及び一時集結地の開設 | 14 |
| 1 | 避難実施市町村の対応事項 | 14 |
| 2 | 受入市町村の対応事項 | 14 |
| 3 | 県（災害警戒本部及び災害対策本部） | 14 |
| 第2章 | 避難所の運営 | 15 |
| 1 | 基本的な考え方 | 15 |
| 2 | 受入避難所に係る費用負担 | 15 |
| 3 | 駐車場の確保 | 15 |
| 4 | 避難所の生活環境の確保 | 15 |
| | | |
| 第5編 | 継続検討事項 | 15 |
| 第1章 | 避難長期化対策 | 15 |
| 第2章 | 家畜対策 | 15 |
| 1 | 避難実施市町村の対応事項 | 15 |
| 2 | 県の対応 | 16 |
| 第3章 | 観光客等一時滞在者の避難対策 | 16 |

第1編 総論

第1章 本計画の位置付け

本計画は、阿蘇火山広域避難計画（以下「広域避難計画」という。）に基づくものであり、市町村の区域を超える広域避難を行う際の対応について定める。

本計画に記載のない事項は、災害対策基本法、災害救助法、阿蘇火山防災計画並びに県、火口周辺市町村及び外輪山周辺市町村の地域防災計画によるものとし、避難実施に際し関係機関の協議が必要な事項については、必要に応じて熊本県火山防災協議会、阿蘇火山防災会議協議会を開催して合意形成を図ることとする。

なお、本計画は中岳を想定火口としているが、中岳以外に新規火口を形成するような噴火も想定されるため、本計画を準用し、状況に応じて必要な検討を行う。

また、火山災害と風水害等、地震等が複合的に発生した場合の対応については、県、火口周辺市町村及び外輪山周辺市町村の地域防災計画等の風水害、地震等に関する記載を準用し、複合的に対応すべき事態への対策等について、検討を行う。

第2章 本計画における用語の定義等

本計画における用語の定義等については、阿蘇火山広域避難計画第1編第2章2のとおりとする。

第2編 広域避難の実施

第1章 広域避難の実施体制

1 県の体制

広域避難の実施に際しては、熊本県地域防災計画第3章第1節の規定による災害対策本部を設置する。ただし、災害対策本部設置以前の熊本県地域防災計画第3章第2節による警戒体制や、災害警戒本部においても必要な情報収集・共有等を行う。

2 火口周辺市町村の体制

各市町村が広域避難を実施する際には、災害対策基本法第23条の規定により設置する災害対策本部により実施する。また、阿蘇火山防災計画第3章第3により災害対策連絡本部を設置した場合は、同連絡本部で実施する。

3 受入市町村の体制及び関係機関

県及び火口周辺市町村と連携を図りながら、必要な体制をとるものとする。

第2章 広域避難の実施手順

1 広域避難の実施の要否の判断

避難勧告、避難指示（緊急）を発令する場合、その避難対象エリアの内の住民基本台帳人口を元に避難対象者数を推計し、原則として、自市町村内の避難所等への避難（以下、「自市町村内避難」という。）、火口周辺市町村（阿蘇市、

高森町、南阿蘇村)内での避難(以下、「火口周辺市町村内避難」という。)、外輪山周辺市町村への避難(以下、「外輪山周辺市町村避難」という。)の順に避難先の検討を行う。

避難対象者数の推計、受入先の検討については、第3章に詳細を定める。

2 避難実施手順

広域避難を実施する際の実実施手順は、広域避難計画「第3編 第1章 1 広域避難の実実施手順」に定めがあるが、具体的な実施手順は次のとおりとする。

(1) 受入市町村へ受入要請(避難実施市町村)

避難実施市町村は、避難情報(被害状況、火山活動の状況、避難を予定している地区の名称、避難者数等)を受入市町村に連絡し、避難の受入可否の確認及び避難所開設の要請を行う。

(2) 受入避難所、一時集結地の決定(受入市町村)

受入市町村は、自市町村の被災状況等を考慮し、受入可否の確認を行い、その結果を、避難実施市町村に連絡する。受入が可能と回答した場合、避難所の開設及び避難者受入れの準備を開始する。

また、避難実施市町村と調整し、必要に応じて一時集結地の開設を決定し、開設の準備を行う。一時集結地は、避難実施市町村に開設する場合もある。一時集結地については、第3編第1章に詳細を定める。

(3) 避難所開設、一時集結地開設完了の連絡(受入市町村)

受入市町村は、避難実施市町村に避難所開設完了の連絡を行う。
また、併せて県に避難所の開設完了を報告する。

(4) 避難勧告等の発令・避難開始(避難実施市町村)

避難実施市町村は、避難勧告、避難指示(緊急)を発令するとともに、避難開始を受入市町村、県に連絡する。

(5) 広域避難者の報告(避難実施市町村)

避難実施市町村は、受入避難所で避難者の受入を行うとともに、広域避難者数を受入市町村に報告する。

避難開始当初で、受入避難所に避難実施市町村の職員が到着していない等の場合は、受入市町村が受入避難所ごとの広域避難者数を把握する。

(6) 避難実施状況の報告(受入市町村)

受入市町村は、避難実施市町村からの連絡等により、受入避難所ごとの広域避難者数を把握し、県に報告する。

(7) 避難状況の集約・関係機関で共有(県)

県は、受入市町村からの報告をもとに、広域避難者の受け入れ状況を集約し、関係機関で共有する。

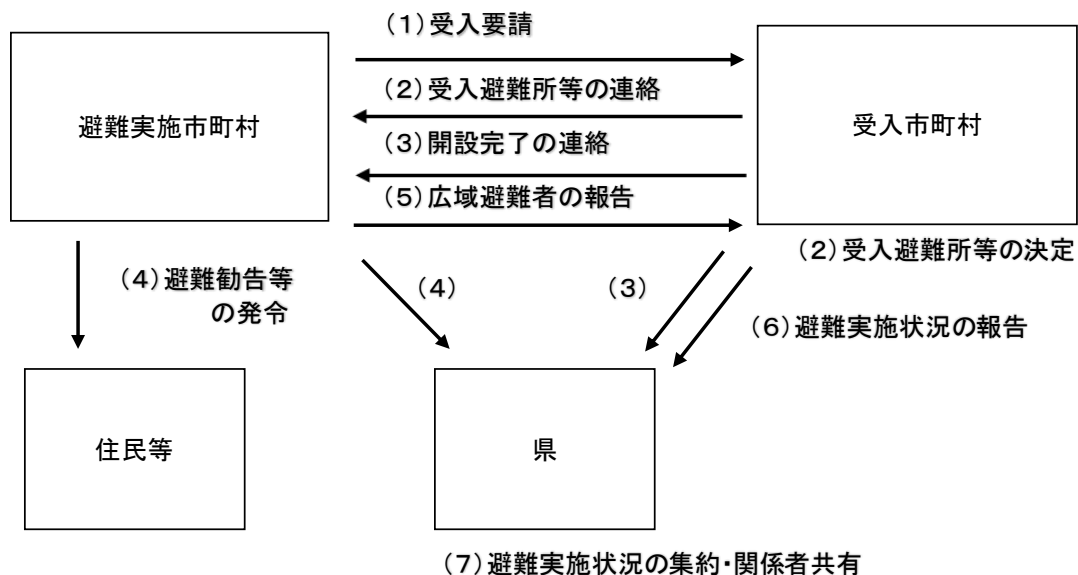


図1 広域避難の実施フロー

第3章 避難情報の段階的発令

避難実施市町村は、福岡管区気象台から発表される噴火警報（噴火警戒レベル）、火山の状況に関する（臨時）解説情報、降灰予報等を参考に、噴火前から段階的に、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示を発令する。

発令に当たっては、広域避難計画「第2編 第1章 基本方針 3 避難勧告等発令基準」及び「第2編 第2章 火山現象別の影響想定範囲と避難対象エリア、避難勧告等の発令基準の整理」を参照すること。

噴火前（噴火警戒レベル4）、噴火前（噴火警戒レベル5）、噴火直後、噴火後の各段階において発令する避難情報とその対象範囲等を、表1に整理する。

1 避難準備・高齢者等避難開始の発令対象範囲

噴火警戒レベル4が発令された場合、避難準備・高齢者等避難開始を、影響想定範囲に対して発表する。なお、降灰及び降灰後土石流に関しては、降灰予報等、噴火前に得られる最新の情報を基に対象範囲を設定する。

なお、対象範囲外の住民に対しても、親戚・知人宅等への自主避難の呼びかけを行う。

(1) 溶岩流

図2の溶岩流の影響想定範囲に対して発令する。

(2) 降灰

降灰予報（定時）により、降灰が予想される範囲に対して発令する。併せて、屋内退避の準備の呼びかけを行う。

(3) 降灰後土石流

図2の降灰堆積厚10cmの想定範囲内の土石流危険溪流、土石流の土砂災害警戒区域のうち、降灰予報（定時）により、降灰が予想される範囲に対して発令する。

2 避難勧告等の発令対象範囲（噴火前又は噴火直後）

噴火警戒レベル5が発表された場合や噴火警戒レベルの引き上げ前の突発的な噴火が発生した場合は、避難対象エリアを設定し避難勧告、避難指示（緊急）（以下、「避難勧告等」）を発令する。

その際の避難対象エリアの考え方は以下のとおり。

（1）溶岩流

溶岩流は、流下速度が比較的遅く、避難実施のための時間的猶予があることから、火口からの溶岩流の流出後、流下方向が明らかになった時点で避難勧告等が発令する。

（2）降灰

降灰については、屋内退避を基本とするが、気象庁などの情報により、停電、断水等インフラへの影響の発生が懸念される場合、又は道路の通行に支障を生じ、道路啓開に長期間を要する可能性のある場合には、噴火前又は噴火直後にも避難勧告等が発令するものとする。

この際の避難対象エリアは、図2の降灰堆積厚10cmの想定範囲内の一定の地域とし、気象庁から発表される降灰予報（速報）又は降灰予報（詳細）で多量の降灰地域・小さな噴石の到達距離等を勘案し設定する。

（3）降灰後土石流

図2の降灰堆積厚10cmの想定範囲内の土石流危険渓流流域、土石流の土砂災害警戒区域のうち、降灰予報（速報）又は降灰予報（詳細）で多量の降灰が予想される範囲を避難対象エリアとする。

3 避難勧告等の発令対象範囲（噴火後）

（1）溶岩流

溶岩流については、噴火後、溶岩流の流下方向が確認されたのち、図2の流下方向の影響想定範囲を避難対象エリアに指定する。この際、国土交通省（九州地方整備局）が噴火後に実施する調査に基づく、リアルタイムハザードマップを参考にする。

またその場合、火災発生の有無、延焼の可能性を考慮するものとする。また、溶岩流により孤立が予想される地域も避難対象として考慮する。

（2）降灰

停電、断水等インフラへの影響が発生している地域又は道路の通行に支障を生じ、道路啓開に長期間を要する可能性のある地域に対し、避難勧告等を発表する。

避難対象エリアの設定は、降灰量の観測結果、インフラへの影響の発生状況、道路状況等を勘案して設定する。

（3）降灰後土石流

噴火後、国土交通省（九州地方整備局）が降灰後土石流の発生危険度等について緊急調査を実施し、土砂災害緊急情報（土砂災害の被害が想定される区域に関する情報）が通知された場合は、その区域とする。

| | | 溶岩流 | 降灰 | 降灰後土石流 |
|--------------------------|---------------|--|--|---|
| 噴火前 (L4) | 発令 情報 | 避難準備・高齢者等避難開始 | ・避難準備・高齢者等避難開始 ・屋内退避準備の呼びかけ | 避難準備・高齢者等避難開始 |
| | 対象 範囲 等 | 図2の溶岩流の影響想定範囲。 | 降灰予報(定時)により降灰が予想される範囲。 ・呼吸器疾患等により降灰による健康被害のおそれの高い者、避難行動要支援者は可能であれば避難。 | 図2の降灰堆積厚10cmの想定範囲内の土石流危険渓流流域、土石流の土砂災害警戒区域で、降灰予報(定時)で降灰が予想される範囲。 |
| 噴火前 (L5) ・ 噴火直後 | 発令 情報 | 避難準備・高齢者等避難開始 | ・避難準備・高齢者等避難開始 ・屋内退避準備の呼びかけ ・避難勧告 | ・避難勧告 |
| | 対象 範囲 等 | 図2の溶岩流の影響想定範囲 | ・降灰予報(速報)又は降灰予報(詳細)で多量の降灰が予想される範囲、降灰が確認された地域に、避難準備・高齢者等避難開始の発令、屋内退避の呼びかけを実施。 ・気象庁などの情報により、噴火直後であっても、大量の降灰により、停電、断水等、ライフラインへの影響が懸念される場合、道路の通行に支障が生じ、道路啓開に長時間を要する可能性がある場合は、避難勧告を発令。 この際の対象範囲は、図2の降灰堆積厚10cmの想定範囲内の一定の地域とし、気象庁から発表される降灰予報による多量の降灰地域・小さな噴石の到達距離等を勘案し設定。 | 図2の降灰堆積厚10cmの想定範囲内の土石流危険渓流流域、土石流の土砂災害警戒区域のうち、降灰予報(速報)又は降灰予報(詳細)で多量の降灰が予想される範囲 |
| 噴火後 | 発令 情報 | ・避難勧告 ・避難指示(緊急) | ・避難勧告 ・避難指示(緊急) | ・避難指示(緊急) |
| | 対象 範囲 等 | ・溶岩流の流下方向の影響想定範囲。国交省の噴火後の調査に基づく、リアルタイムハザードマップを参考にする。 ・火災発生の有無、延焼の可能性、溶岩流による孤立の可能性も考慮。 | ・停電、断水等、ライフラインへの影響が懸念される地域、道路の通行に支障が生じ、道路啓開に長時間を要する可能性がある地域。 ・対象範囲の設定に当たっては降灰予報(詳細)、観測結果、インフラへの影響の有無、道路状況を考慮。 | 噴火後、国土交通省が降灰後土石流の発生危険度等について緊急調査を実施し、土砂災害緊急情報(土砂災害の被害が想定される区域に関する情報)で示された区域。 |

表1 段階別の避難情報の発令

第4章 避難対象者数の推計

1 基本的な考え方

行動計画における避難対象者数は、対象とする火山現象（溶岩流、降灰、降灰後土石流）ごとに、避難対象エリア内の住民基本台帳人口を元に推計する。複数の火山現象が同時に発生する場合は、最も避難対象者の多い火山現象を対象に避難対象者数を推計する。

2 観光客等一時滞在者の避難

噴火警戒レベル4発表時点で、影響想定範囲内の観光客等一時滞在者に対して帰宅を呼びかけ、住民避難開始前に帰宅を完了することを基本とする。今後、観光協会、旅行会社、宿泊施設等との情報連絡体制の構築等に取り組む。また、突発的な噴火に対する安全対策の検討を行う。

第5章 受入先の検討

避難実施市町村が、受入先の検討を行うに当たっては、避難対象エリアの設定、避難対象者数の推計を行い、下記の順で検討を行う。

1 自市町村内避難

噴火警戒レベル4、5が発表され、住民避難が必要な場合、まずは自市町村内での避難を検討する。

ただし、火山の活動状況や道路状況、自市町村内の避難可能な指定避難所数等を総合的に勘案し、自市町村内の避難が困難な場合は、広域避難を実施する。

2 火口周辺市町村内避難

広域避難を実施する場合、まず、火口周辺市町村内の避難を検討する。

火口周辺市町村内の避難は、阿蘇山における防災対策を一体として行う阿蘇火山防災会議協議会構成市町村間での避難であることから、自市町村内避難に準じた取扱いとし、本計画に詳細は記載しない。

3 外輪山周辺市町村避難

(1) 受入市町村の決定

1、2では、全ての避難対象者を避難させることができない場合、外輪山周辺市町村への避難を検討する。

避難実施市町村は、避難先となる受入市町村を、広域避難計画で予め定めた表2の受け入れ市町村の中から、広域避難を実施する推計避難者数、火山活動の状況、道路状況により、候補となる市町村と調整のうえ、決定する。

| 火口周辺市町村 | 受入市町村 |
|---------|----------------------|
| 阿蘇市 | 菊池市、大津町、南小国町、小国町、産山村 |
| 南阿蘇村 | 大津町、西原村、山都町 |
| 高森町 | 山都町 |

表2 火口周辺市町村と受入市町村

(2) 受入避難所、一時集結地の決定

ア 受入避難所の決定

受入市町村と調整し、指定避難所の中から、受入避難所を決定する。自家用車による避難が原則となることから、駐車場の確保が可能な避難所を優先的に決定する。また、コミュニティを維持するため、同一地区の住民が同じ受入避難所に避難できるよう可能な限り配慮する。

イ 一時集結地の決定

駐車場の確保が困難な場合や、避難所開設に時間を要する場合は、避難対象エリア外に一時集結地を設ける。一時集結地は予め候補地を定め、管理者との協定等を締結しておくものとする。

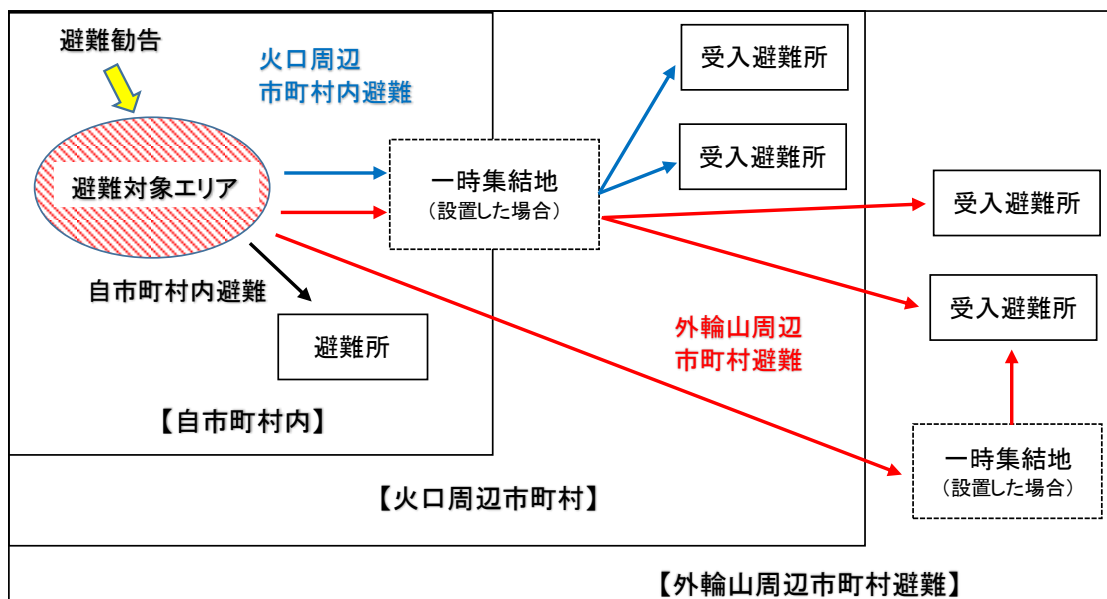


図4 広域避難イメージ

第3編 広域避難対策

第1章 一時集結地について

1 一時集結地の定義

受入避難所に避難する前に一旦集合する中継地点を一時集結地という。受入避難所での駐車場の確保が困難となることが予測される場合や、受入避難所の開設に時間を要する場合に設置する。

また、避難行動要支援者や社会福祉施設等の入所者や入院患者の避難に際して、バスを利用する際の乗車場所を兼ねて設置することもある。

2 一時集結地の候補地

一次集結地は、駐車場等の十分なスペースを確保できる施設を予め候補地として選定し、避難実施市町村及び受入市町村は施設管理者との協議、調整を行う。県は施設管理者との調整等について支援を行う。

3 一時集結地の開設

一時集結地は避難対象エリアの外に設置する。避難実施市町村内に設置する場合は、避難実施市町村が開設、誘導、案内等の運営を行う。

受入市町村内に設置する場合は、開設は受入市町村が行うが、運営は避難実施市町村が行う。

第2章 広域避難路の指定及び確保

1 広域避難路の指定

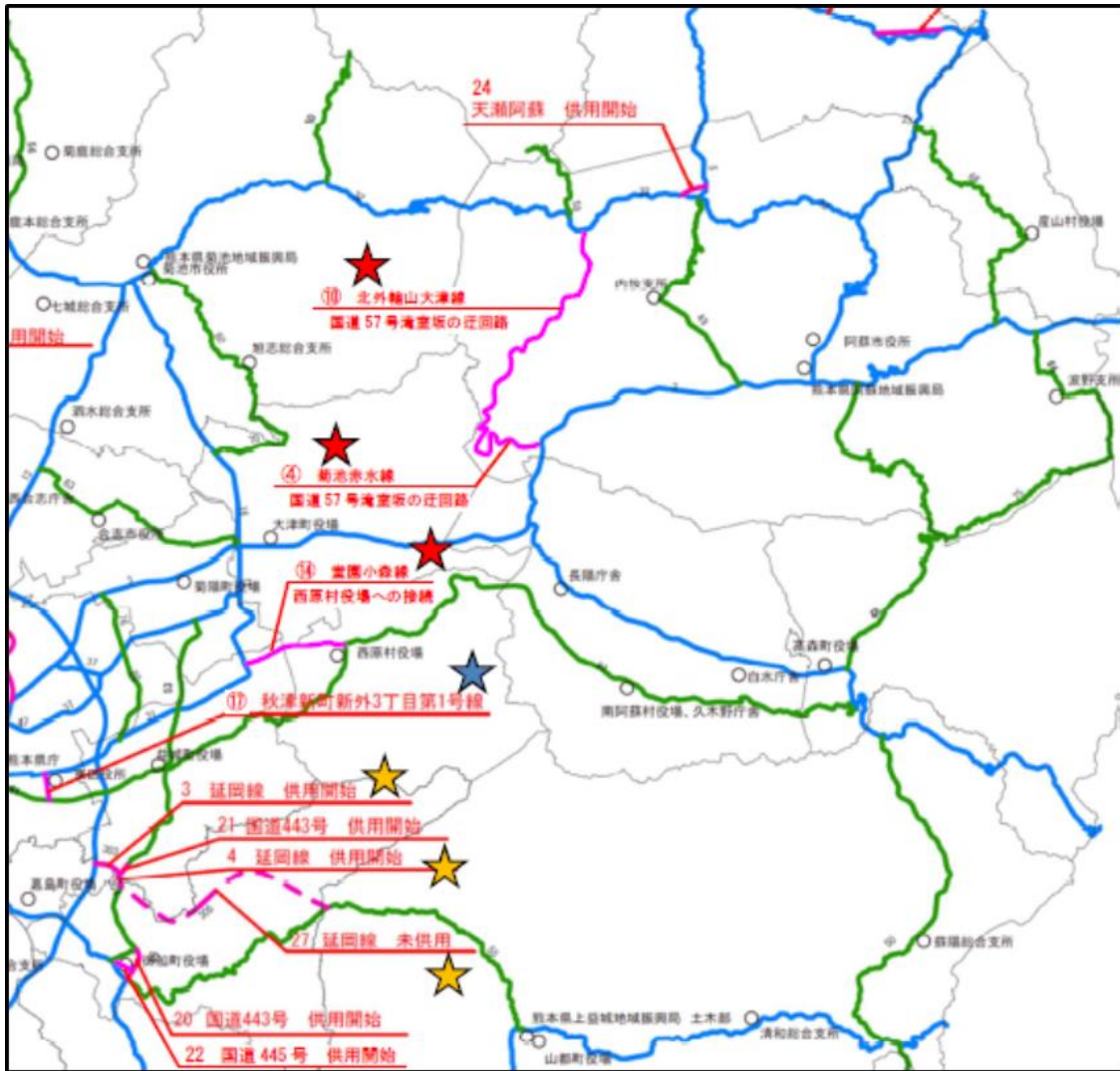
(1) 主な広域避難路

避難実施市町村は、受入市町村、道路管理者と協議し、避難に用いる道路の路線、区間を本計画における広域避難路として指定する。

主な避難路として、熊本県指定緊急輸送道路ネットワーク計画における緊急輸送道路（1次、2次）で、阿蘇市、高森町、南阿蘇村に存在する路線を広域避難路に指定する。

| 市町村名 | 広域避難路 |
|------|---|
| 阿蘇市 | 国道57号、国道212号、国道265号、県道11号線、 県道12号線、県道40号線、県道41号線、県道45号 線 県道135号線 |
| 高森町 | 国道265号、国道325号、県道28号線 |
| 南阿蘇村 | 国道57号、国道325号、県道28号線 |

表2 主な広域避難路



| 凡 例 | |
|--|---------------|
| — | 第一次緊急輸送道路, 供用 |
| — | 第二次緊急輸送道路, 供用 |
| — | 新規道路, 供用 |
| — | 新規道路, 未供用 |
| — | 指定解除 |
| — | 行政区境界 |

図3 熊本県緊急輸送道路ネットワーク図
 ※熊本県緊急輸送道路ネットワーク計画（H26改訂）

(2) その他の広域避難路

避難実施市町村は、一時集結地、受入避難所を決定後、火山活動状況及び道路状況等を勘案し、一時集結地、受入避難所までの経路を設定し、広域避難路の指定を行う。また、指定後は、住民に対する周知を行う。

2 広域避難路の確保

(1) 情報共有

避難実施市町村は、広域避難路を決定した場合には、県、警察及び関係機関と情報共有を行う。また、降灰等により広域避難路の通行が困難となる場合に備えて、関係機関と代替路を検討する。

(2) 避難誘導等

ア 避難実施市町村の対応事項

避難実施市町村は道路管理者、警察と協力し、案内看板の設置、避難車両の避難誘導、道路交通情報センター等への情報提供を行う。

また、必要に応じて、警察に対し交通規制の要請を行う。

イ 警察の対応事項

警察は、避難実施市町村と協力し、避難車両の避難誘導を行う。

また、広域避難路及びその接続路線で避難車両が円滑に通行できるよう、必要に応じて交通規制等必要な措置を行う。

ウ 県（災害警戒本部又は災害対策本部）の対応事項

県は、広域避難の実施状況について、避難実施市町村、警察等と情報を共有し、必要と認める場合には自衛隊に災害派遣要請を行う。

エ 道路管理者の対応事項

道路管理者は必要な交通規制、応急復旧を行う。交通規制情報、復旧状況を関係機関で共有する。

第3章 広域避難路等の堆積物等の除去

1 火山灰等の降下状況の把握

避難実施市町村、県、気象庁等関係機関は火山灰等の降下状況に関する情報については、道路管理者に連絡する。

2 人員及び資機材等の配備と準備

(1) 道路管理者の対応事項

道路管理者は、広域避難路等の火山灰等の降下状況に基づき除去方針を策定し、人員及び資機材を配備する。人員、バックホウ、ホイールローダー、トラック等の作業車両、資器材に不足が予想される場合には、建設業協会等への協力要請を行う。

(2) 県（災害警戒本部又は災害対策本部）の対応事項

県は、広域避難路等の通行状況を把握し、避難実施市町村の要求に応じ、又は自ら必要と判断した場合には、国土交通省九州地方整備局等への応援要請、自衛隊への災害派遣要請を行う。

3 除去作業

道路管理者等が堆積物等の除去を行う際に、道や遊歩道にライフライン設備があることが、ライフライン事業者から情報提供された場合は、ライフラインの復旧に向けた作業スペースを確保する。

第4章 避難者の輸送

1 避難実施市町村の対応

(1) 平常時

避難実施市町村は、避難行動要支援者等、自家用車による避難が困難な住民を予め把握するとともに、バス等の乗車場所の候補地（一時集結地候補地

と同様)を選定する。

(2) 噴火警戒レベル4発表時

避難実施市町村は、噴火警戒レベル4が発表された時点で、避難準備・高齢者等避難開始を発令することから、バス等乗車場所の決定及び周知を行う。併せて、広域避難実施時の避難者の輸送に備えて輸送事業者への輸送車両の準備要請を行う。

(3) 広域避難実施時

避難実施市町村は県に対して輸送車両の派遣を要請する。避難開始後は、輸送事業者と協力して、輸送経路の決定、運航調整、乗車場所での避難者の誘導等を行う。なお、避難者の輸送を実施する際には火山活動状況等を踏まえ、輸送事業者の安全に十分な配慮を行うこととする。

2 県の対応

(1) 平常時

県は、県バス協会等から輸送事業者の情報を収集し、避難実施市町村と共有する。

(2) 噴火警戒レベル4発表時

県は、避難実施市町村からの準備要請を集約し、輸送事業者へ輸送車両の準備要請を行う。

また、必要に応じて、輸送事業者の情報提供など、避難実施市町村の輸送車両確保のための取組を支援する。

(3) 広域避難実施時

県は、引き続き、避難実施市町村の輸送車両確保のための取組を行うほか、避難に必要な避難経路等の情報をホームページ等で提供する。

第5章 避難行動要支援者等への避難支援

1 避難行動要支援者への避難支援

(1) 平常時

避難実施市町村は、避難行動要支援者名簿を基に、可能な限り避難行動要支援者の個別計画を作成する。また、関係者(町内会等、消防団、民生委員等)と連携し避難支援体制を構築する。

(2) 噴火警戒レベル3で火山に関する解説情報(臨時)が発表される等火山活動の高まりが見られる場合

避難実施市町村は、避難行動要支援者の避難が円滑に実施できるよう以下の対応を行う。

ア 避難行動要支援者及び避難支援等関係者へ避難準備の連絡

イ 福祉避難所の開設準備(関係者への準備の要請)

ウ 避難行動要支援者の輸送準備(第4章参照)

(3) 噴火警戒レベル4

避難実施市町村は、噴火警戒レベル4が発表された時点で、避難準備・高齢者等避難開始を発令することから、以下の対応を行う。

- ア 避難行動要支援者及び避難支援等関係者へ避難の連絡
- イ 福祉避難所の開設（関係者への開設の要請）
- ウ 避難行動要支援者の輸送（第4章参照）

2 社会福祉施設等の入所者・入院患者への避難支援

社会福祉施設等の入所者・入院患者の避難は、原則として社会福祉施設等が行う。避難実施市町村は、避難先施設や輸送手段の確保支援を行う。

(1) 社会福祉施設の対応事項

ア 平常時

社会福祉施設等は、入所者・入院患者の避難計画等を作成し、入所者・入院患者の避難先となる施設と協定を締結する等により、避難先及び輸送手段を確保する。

イ 噴火警戒レベル3で火山に関する解説情報（臨時）が発表される等火山活動の高まりが見られる場合

社会福祉施設等は、入所者・入院患者の避難が円滑に実施できるように以下の対応を行う。

- ア 避難先施設への受け入れ準備の連絡
- イ 入所者・入院患者の輸送準備

ウ 噴火警戒レベル4

社会福祉施設等は、噴火警戒レベル4が発表され、避難実施市町村から避難準備・高齢者等避難開始が発令された時点で、以下の対応を行う。

- ア 避難先施設への受け入れの連絡
- イ 入所者・入院患者の輸送

(2) 避難実施市町村の対応事項

避難実施市町村は、社会福祉施設等から支援要請があったときは、県と連携し、避難先となる施設や輸送手段の確保について支援を行う。

第4編 避難所の開設及び運営

第1章 避難所及び受入市町村内の一時集結地の開設

1 避難実施市町村の対応事項

(1) 平常時

避難実施市町村は、民間施設等を一時集結地とする場合は、必要に応じて、施設管理者と災害時の使用に関する協定等を締結する。

(2) 噴火警戒レベル3で火山に関する解説情報(臨時)が発表される等火山活動の高まりが見られる場合

避難実施市町村は、自市町村内の避難のための避難所の開設及び自主避難者の情報収集を行う。

(3) 噴火警戒レベル4以上

広域避難が必要となった場合、避難実施市町村と受入市町村が調整し受入避難所を決定する(第2編第2章2参照)。また必要に応じて一時集結地の開設を決定する((第2編第2章2、第3編第1章参照)。

(4) 広域避難開始後

避難実施市町村は、受入避難所及び一時集結地に職員を派遣し、広域避難者の受入を行う(第2編第2章2参照)。

2 受入市町村の対応事項

(1) 平常時

受入市町村は、民間施設等を一時集結地とする場合は、必要に応じて、施設管理者と災害時の使用に関する協定等を締結する。

(2) 噴火警戒レベル3で火山に関する解説情報(臨時)が発表される等火山活動の高まりが見られる場合

受入市町村は、広域避難者の受入を円滑に行うために、受入避難所施設、一時集結地施設との使用に関する調整を行う。

(3) 噴火警戒レベル4以上

広域避難が必要となった場合、避難実施市町村と受入市町村が調整し受入避難所を決定する(第2編第2章2参照)。また必要に応じて一時集結地の開設を決定する((第2編第2章2、第3編第1章参照)。

(4) 広域避難開始後

受入市町村は、受入避難所ごとの広域避難者の把握及び県に対する報告を行う(第2編第2章2参照)。

3 県(災害警戒本部及び災害対策本部)の対応事項

県は、避難所の開設状況及び広域避難者の受入状況を集約し、関係機関で共有する(第2編第2章2参照)。

また、必要に応じて、避難実施市町村及び受入市町村へ人員派遣等の支援を

行う。

第2章 避難所の運営

1 基本的な考え方

避難所の運営は、原則として避難実施市町村の職員及び町内会等が行う。避難初期において運営体制が整わない場合、受入市町村が地域防災計画や避難所運営マニュアル等に従い、避難所の運営を支援する。

2 受入避難所に係る費用負担

受入避難所に係る費用は、避難実施市町村が負担する。原則として、受入市町村が立替払いした費用を、後日、避難実施市町村が受入市町村に支払うものとする。

具体的な支払方法は、避難実施市町村と受入市町村が協議し、決定する。

3 駐車場の確保

本計画では、自家用車による避難を原則としている。そのため、避難の実施時には、避難所の駐車場が不足するおそれがある、避難実施市町村及び受入市町村は、避難所以外の公共施設や民間施設の駐車場の活用などにより、駐車場の確保に努めるものとする。

4 避難所の生活環境の確保

避難実施市町村及び受入市町村は、県及び関係機関やボランティアの協力を得て、避難者のプライバシーの確保、ペット対策等にも配慮する。

第5編 継続検討事項

第1章 避難長期化対策

※記載内容は、県、関係市町村、関係機関等の協議・検討を経て決定

第2章 家畜対策

1 避難実施市町村の対応

(1) 平常時

ア 実態把握

避難実施市町村は、各市町村の畜産事業者の実態把握（事業者数、地区種別頭羽数）を行う。

イ 事前対策の推進

避難実施市町村は、県、生産者団体と協力し、畜産事業者に対し、以下のような事前対策の実施について指導を行う。

(ア) 火山防災マップ等を確認し、各経営における圃場や施設がどのような災害の危険性があるか把握すること。

- (イ) 家畜の避難先や避難経路を予め検討し、避難候補先から予め避難の協力について了解を得ること。
- (ウ) 飼料や燃料の備蓄に努めること（最低1週間分）。

(2) 噴火警戒レベル2又は3

避難実施市町村は、火山活動の状況について、畜産事業者等に対し情報提供を行う。

(3) 噴火警戒レベル4以上

ア 人命優先の徹底

避難実施市町村は、避難勧告等を発令した場合、人命を守るための行動を最優先するよう、畜産事業者に対し周知徹底する。

イ 被害拡大防止のための対策

避難実施市町村は、避難までに時間的余裕がある場合は、畜産事業者等に対し、しばらく飼養管理作業ができない可能性を考慮し、給水槽を満水にする、飼料を多めに給与するなどの対応を行うよう呼びかけを行う。

エ 避難が長期化することが想定される場合

避難実施市町村は、県や生産者団体等と連携し、安全に配慮しつつ、付近の公共牧場等に家畜を移動させることを検討する。

2 県の対応

県は、生産者団体等とともに、避難実施市町村が行う市町村の事前対策や被害拡大防止のための対策の推進を支援する。

また、家畜を移動する場合の輸送手段の確保を支援する。

第3章 観光客等一時滞在者の避難対策

※記載内容は、県、関係市町村、関係機関等の協議・検討を経て決定